



®

令和2年 (2020年) 5月20日(水)

No. 15173 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ A I 関連発明の権利化について (上) …… (1)

A I 関連発明の権利化について (上)

ー 審査基準・審査ハンドブック上の論点を中心にー

弁護士法人内田・鯨島法律事務所

弁護士・弁理士 高野 芳徳

第1 はじめに

自社で開発したA I技術(A Iコアの技術及びA Iを各技術分野に適用した技術をいう。)の競争優位性を確保しようとした場合、これが特許法による保護が可能なものであれば、特許取得による方法(本稿では、単純に「権利化」と称する。)を検討することが考えられる。

この点、特許庁は、A I関連発明(本稿では、A

Iコアの発明及びA Iを各技術分野に適用した発明の総称として「A I関連発明」という用語を使用する。)に関して、2016年9月から4回にわたり、特許庁の特許・実用新案審査基準(本稿では、「審査基準」と称する。)¹及び特許・実用新案審査ハンドブック(本稿では、「審査ハンドブック」と称する。)²の改訂を行った。このため、A I関連発明の権利化においては、これらの改訂の位置付けを理解しておく必

M&m[®]
MIYOSHI & MIYOSHI

三好内外国特許事務所

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門

京都

所員数

約200名

在籍弁理士

52名

www.miyoshipat.co.jp

会長 弁理士 三好 秀和

副会長 知的財産フロンティア研究所 所長

弁理士 高橋 俊一

所長 兼 CEO 弁理士 伊藤 正和

副所長 兼 COO 弁理士 高松 俊雄

副所長 訟務室室長

弁理士 豊岡 静男

知的財産戦略研究所 理事長

弁理士 澤井 敬史

グローバル知的財産センター センター長

弁理士 原 裕子

所長代理

弁理士 廣瀬 文雄

弁理士 橋本 浩幸

弁理士 河原 正子

弁理士 工藤 理恵

弁理士 松本 隆芳

弁理士 森 太士

弁理士 渡邊 美子

弁理士 西澤 一生

弁理士 大淵 一志

特別相談役

弁理士 寺山 啓進

裁量主 桜井 隆

弁理士 須永 浩子

弁理士 木村 達哉

弁理士 細川 寛

弁理士 堀 雅

弁理士 池田 清志

(中小企業診断士)

弁理士 松波 太郎

弁理士 大森 拓

弁理士 山本 光紀

弁理士 加藤 澄恵

弁理士 高島 信彦

弁理士 安藤 直行

弁理士 洞井 美穂

弁理士 望月 重樹

弁理士 古岩 信嗣

弁理士 山本 貴士

弁理士 魚路 恵里子

弁理士 宮崎 智弘

弁理士 山ノ下 勝広

弁理士 安立 卓司

弁理士 安原 二良

弁理士 山中 裕子

弁理士 橋元 成央

弁理士 中村 富代

弁理士 栗原 康浩

弁理士 鈴木 吉治

弁理士 山本 哲朗

弁理士 田中 敦

弁理士 日野 光章

弁理士 諫山 太郎

顧問

弁理士 松永 宣行

弁理士 鹿又 弘子

弁理士 大坂 雅浩

弁理士 辻 徹二

顧問

弁理士 巴バット・ヴィニット

中国弁理士 鍾 晶

(Zhong Jin)

知的財産戦略研究所 所長

顧問

弁理士 棚橋 祐治